

国民年金(基礎年金)だけで十分ですか?

農業者のための公的年金

【農業者年金】に加入しましょう!

積立方式です……………

保険料とその運用益を積み立てて、将来自分が受け取る年金の原資にします。
老後、現役世代の保険料に頼らず年金が受給できるので、少子高齢化に強い方式です。

農業者なら広く入れます……………

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事し、60歳未満なら、どなたでも加入できます。農地を持っていない方や家族従事者も入れます。

脱退・再加入が自由です……………

いつでも脱退して保険料の支払いを休むことができ、再加入も自由です。
加入期間の長短にかかわらず、積立額に応じて、将来、年金が受け取れます。

保険料の額を選べます……………

月額2万円から6万7千円の間で保険料を選べます(千円単位)。
いつでも額を見直せます。

節税につながります……………

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になるので、所得税・住民税の節税(支払った保険料の15~30%程度)につながります。

終身年金です……………

原則65歳から「農業者老齢年金」を受け取れます。年金額は生涯変わりません。
万一、加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合は、その時から80歳までに受け取れるはずだった年金総額の現在価値相当額が「死亡一時金」として遺族に支払われます。

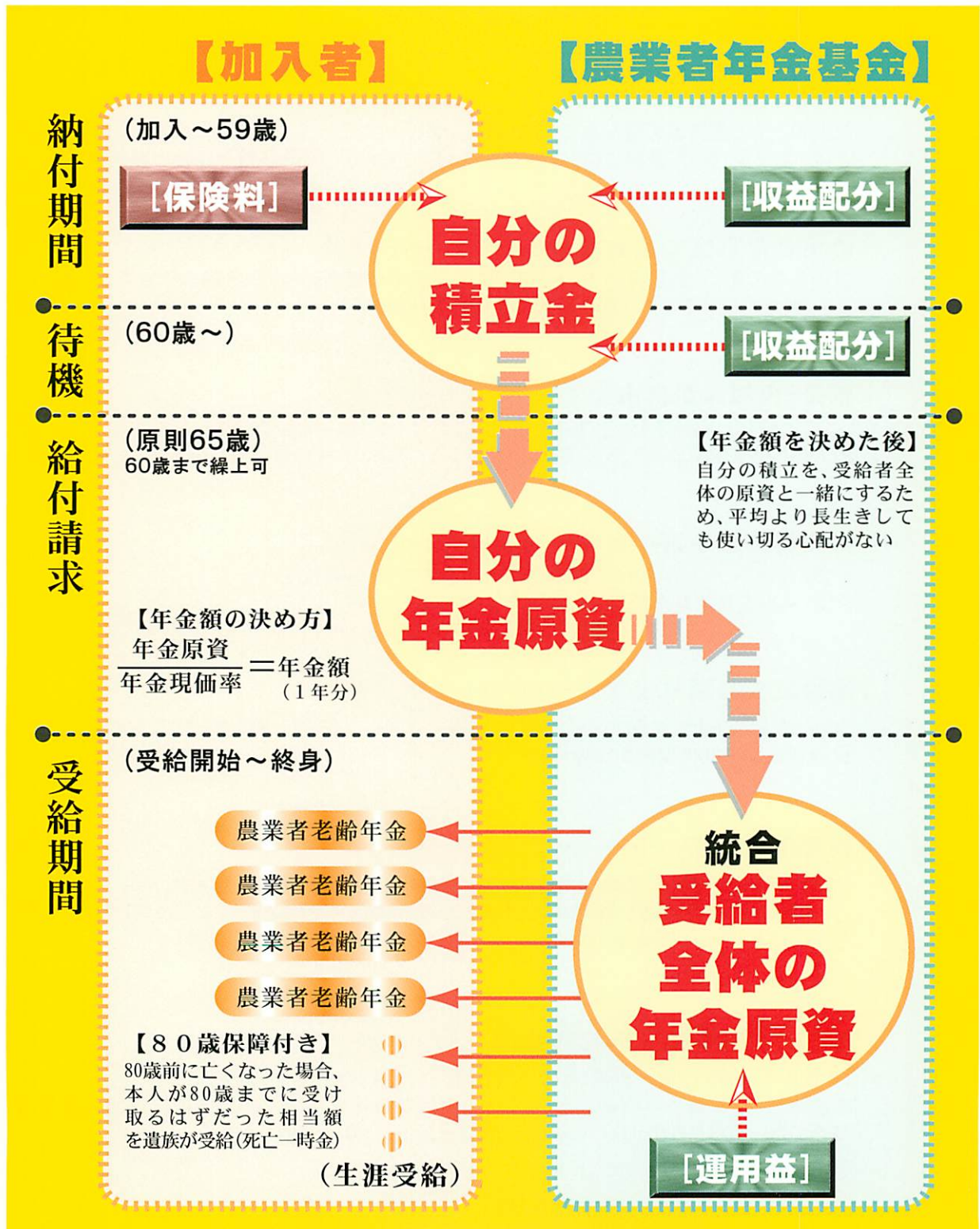
年金 = 年金原資 ÷ 年金現価率……………

1年間の年金額は、年金原資(自分の積立)を「年金現価率」で割った額です。
現価率は、農業者の平均余命などを勘案して国が毎年度決めており、独立行政法人農業者年金基金のホームページ(<http://www.nounen.go.jp/>)等で確認できます。

【農業者年金に入れない農業者の方】

- ★国民年金の保険料を免除されている方
- ★厚生年金に加入している法人などの構成員・従業員の方
- ★国民年金基金に加入している方 等

自分が払った保険料が 【農業者老齢年金】になるまで



⇒ 農業者年金のお問い合わせは、お近くの農業委員会またはJAへ

■ 作成: 群馬県農業会議 / 群馬県前橋市大渡町1-10-7 TEL: 027-280-6171